[異常時通報連絡の公表文(様式1-1)]

伊方発電所における作業員の負傷について

30.8.10 原子力安全対策推進監 (内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に	こ基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル –]
県の公表区分	}	A · B · C
外部への放射	対能の放出・漏えい	有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	30年7月26日15時15分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 · 管理区域外
	種類	・設備の <u>故障、異</u> 常 ・地震、人身事故、その他

[異常の内容]

7月26日(木)16時31分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所構内(屋外)の1-固体廃棄物貯蔵庫南側防火帯斜面の除草作業中において、作業員1名が転倒したため、7月26日(木)15時15分頃、協力会社の 社有車にて病院に向かった。
- 2 作業員の汚染、被ばくはない。

[その後の状況]

7月27日(金)9時30分、四国電力(株)から、その後の状況について、次のとおり連絡がありました。

- 1 当該作業員は、転倒した際に、斜面で左側頭部を打ったため、病院で診察を受けたが、その結果、「左頭部裂創 1週間の通院加療を要する見込み」と診断された。
- 2 当該作業員は7月27日(金)出社した。

(伊方発電所及び周辺の状況)

「事象発生時の状況]

				L于外	
	1号機	廃止排	昔置中		
原子炉の運転状況	2 号機	平成 30 年 5 月 23 日運転終了 (第 23 回定期検査中)			
	3号機	運転□	中(出力	%)	• 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況			通常值	•	異常値
周辺環境放射線の状況			通常値	•	異常値

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国(原子力規制委員会原子力規制庁等)に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価 尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異 常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係 しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態
	(放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告
	対象事象 等)
	○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態
	(大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)
	○その他特に重要と認められる事態
В	○管理区域内の設備の異常
	○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変
	化
	○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき
	○その他重要と認められる事態
С	○ <u>区分A,B以外の事項</u>

3 管理区域内·管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

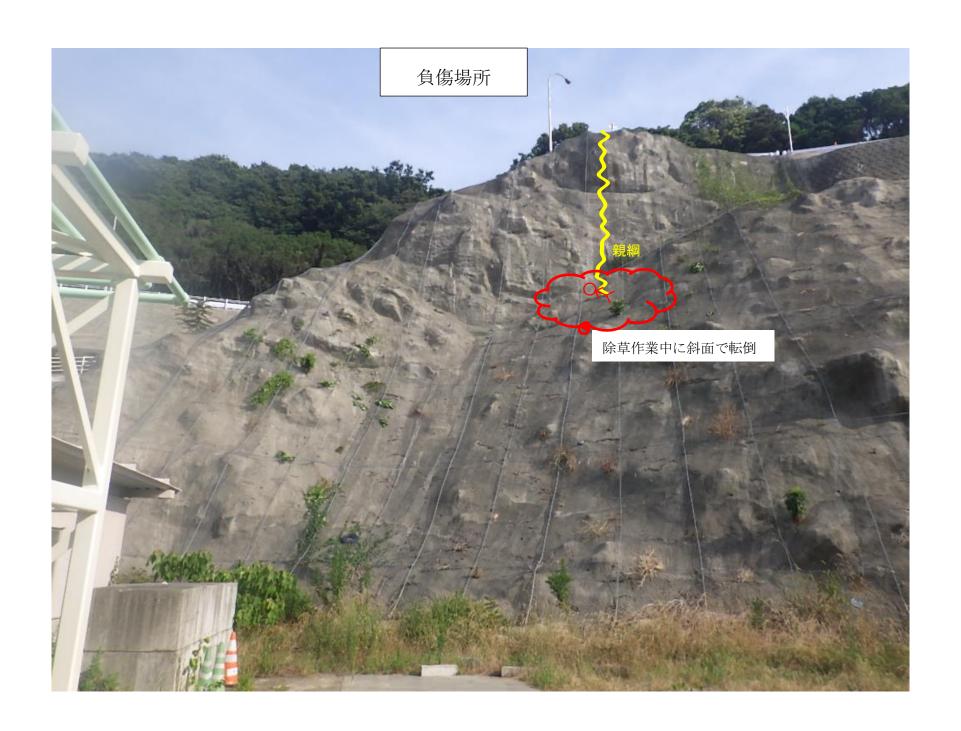
異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第1報)

			(00)	3 C (3) 1 W/	
発信	言年月日 平成30年 7月26日 (木) 16時 312		6日 (木) 16時 31分		
発	信者	伊方発電所	増田		
当	号 機		2 号機	3 号機(8 9 0 MW)	
該機	発生時 状 汚		平成30年5月23日 運転終了(第23回 定期検査中)		
		設化	備トラブル ・	人身事故 ・ 地震 ・ その他	
		1. 発生日時	1. 発生日時: 7月 26日 15時 15分頃		
		2. 場	2. 場 所: 伊方発電所 1-固体廃棄物貯蔵庫南側 防火帯法面		
		3. 状 涉	3. 状 况:		
発	生状況 要	が転倒し いました なお、	たため、15時)。 作業員の汚染、社	の斜面の除草作業中において、作業員1名 15分頃、協力会社の社有車にて病院に向か 度ばくはありません。	
運	転状況	1 号機:廃止措置中 2 号機:平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中) 3 号機:(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中			
備	i 考			<u> </u>	

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

発信	言年月日	平月	戊30年 7月2	27日 (金) 9時 30分
発	信者	伊方発電所	増田	
当	号機(定格出力)	1号機	2号機	3 号機(8 9 0 MW)
該機	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年5月23日 運転終了(第23回 定期検査中)	1.出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2.第 1 4 回 定期検査中
発生状況 概 要		設備	帯トラブル ・	人身事故 ・ 地震 ・ その他
		1. 発生日時: 7月 26日 15時 15分頃		
		3. 状 沉		1 一固体廃棄物貯蔵庫南側 防火帯法面 (管理区域外)
		伊方発電所構内(屋外)の斜面の除草作業中において、作業員1名が転倒したため、7月26日15時15分頃、協力会社の社有車にて病院に向かいました。 なお、作業員の汚染、被ばくはありません。 【第1報にてお知らせ済み】		
	当該作業員は、転倒した際に、斜面で左側頭部を打ったため、病院で診察を受けましたが、その結果、「左頭部裂創 1週間の通院加療を要する見込み」と診断されました。 当該作業員は本日出社しました。			
運	妘状況	1号機:廃止措置中 2号機:平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中) 3号機:(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中		
備	1 考			



用語解説

〇防火帯

発電所敷地外で発生する火災が、発電所敷地内への延焼することを食い止めるための帯状の地域をいう。(防火帯幅:約35m)帯状の地域は、法面(自然または人工の斜面であり、防火帯ではモルタル吹付している)や道路部等を通過している。 なお、外部火災の延焼防止のため、防火帯には、不燃物以外は保管しないこととしている。